

周防大島町告示第112号

平成24年第3回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

平成24年11月16日

周防大島町長 椎木 巧

- 1 期 日 平成24年11月19日  
2 場 所 大島庁舎議場
- 

○開会日に応招した議員

魚谷 洋一君	魚原 満晴君
田中隆太郎君	広田 清晴君
荒川 政義君	中本 博明君
松井 岑雄君	今元 直寛君
尾元 武君	平野 和生君
吉田 芳春君	濱本 康裕君
久保 雅己君	小田 貞利君
平川 敏郎君	新山 玄雄君

---

○応招しなかった議員

---

---

平成24年 第3回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

平成24年11月19日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

平成24年11月19日 午前9時30分開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 議席の一部変更

追加日程第6 常任委員会委員の選任について

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第8 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙

追加日程第9 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙

追加日程第10 報告第1号 専決処分の報告について

追加日程第11 報告第2号 専決処分の報告について

追加日程第12 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

追加日程第13 議案第1号 動産の買入れについて

追加日程第14 議案第2号 動産の買入れについて

追加日程第15 議員派遣の件について

追加日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続審査の件

追加日程第17 平成24年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)

---

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

- 追加日程第3 会期の決定
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 議席の一部変更
- 追加日程第6 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第8 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙
- 追加日程第9 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙
- 追加日程第10 報告第1号 専決処分の報告について
- 追加日程第11 報告第2号 専決処分の報告について
- 追加日程第12 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第13 議案第1号 動産の買入れについて
- 追加日程第14 議案第2号 動産の買入れについて
- 追加日程第15 議員派遣の件について
- 追加日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続審査の件
- 追加日程第17 平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）

---

出席議員（16名）

1番 魚谷 洋一君	2番 魚原 満晴君
3番 田中隆太郎君	4番 広田 清晴君
5番 荒川 政義君	6番 中本 博明君
7番 松井 岑雄君	8番 今元 直寛君
9番 尾元 武君	10番 平野 和生君
11番 吉田 芳春君	12番 濱本 康裕君
13番 久保 雅己君	14番 小田 貞利君
15番 平川 敏郎君	16番 新山 玄雄君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 中尾 豊樹君  
書 記 大下 崇生君

議事課長 中村 和江君  
書 記 林 祐子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	副町長	……………	岡村 春雄君
教育長	……………	平田 武君	公営企業管理者	……………	石原 得博君
総務部長	……………	星出 明君	産業建設部長	……………	西本 芳隆君
健康福祉部長	……………	西村 利雄君	環境生活部長	……………	松井 秀文君
久賀総合支所長	……………	松村 正明君	大島総合支所長	……………	北杉 憲昌君
東和総合支所長	……………	木村 順一君	橘総合支所長	……………	中原 義夫君
会計管理者兼会計課長	……………			……………	岡本 洋治君
教育次長	……………	中野 守雄君	公営企業局総務部長	…	河村 常和君
総務課長	……………	奈良元正昭君	財政課長	……………	中村 満男君

---

午前9時30分開会

○事務局長（中尾 豊樹君） おはようございます。事務局長の中尾でございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の松井岑雄議員を御紹介いたします。

松井議員、議長席のほうへお願いいたします。

〔臨時議長 松井 岑雄君議長席に着く〕

○臨時議長（松井 岑雄君） おはようございます。

それでは、ただいま御紹介いただきました松井岑雄でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまから平成24年第3回周防大島町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布してあるとおりでございます。

ここで初議会の招集に当たり、椎木町長より御挨拶の申し出がありますので、この際、これを賜ることにいたします。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） おはようございます。改選後初めての議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私は、去る10月28日の町長選挙におきまして、町民の皆様方をはじめ、各方面の方々から

大変な御推薦と力強い御支援を賜り、引き続き町政の重責を担わせていただくことになりました。しかも、無投票での再選という栄誉をいただき、身の引き締まる思いがいたしております。改めて、この場をお借りし、御支援をいただきました議員各位並びに町民の皆様方に心から深く感謝申し上げる次第でございます。

また、同日執行の町議会議員選挙におきまして、議員の皆様にはそれぞれに大変厳しい選挙戦を戦われ、町民の熱い御支持のもと、見事に議席を得られましたことに対しまして心から敬意を表し、お祝いを申し上げる次第でございます。おめでとうございます。

さて、このたびの私の再選は、1期4年間、皆様とともに一丸となって取り組んでまいりました「幸せに暮らせる町づくり」に対し、一定の評価と御支持をいただいたものと思っております。

4年前、この議場で申し上げました「財政の健全化が第一」という課題につきましては、行財政改革を進めた結果、起債残高の大幅な削減や財政調整基金の大幅な積み増しなど、厳しいながらも中期的財政運営に明るい兆しが見えるまでになり、さらには、体験型修学旅行の誘致に象徴される観光交流人口は目標の100万人にあと一步のところまで拡大するなど、成果を着実に残し、一定のめどがついてまいったところであります。

しかしながら、少子高齢化は依然として進み、人口減少に全く歯どめがかからない今、人口定住対策、この重く大変難しい課題への取り組みこそが、私の2期目の最大のテーマであると考えているところであります。これからの4年間、「交流から定住へ」を合い言葉に、この難題解決のため全職員の英知を結集して、町民の先頭に立ち、ともに汗をかき全身全霊を傾注し臨んでまいり決意であります。

このほかにも重点項目として掲げております防災対策の充実、健康づくりの推進など、進めなければならない重要な事項もたくさんございます。これら諸問題の解決と新たな事業展開に向け、初心を忘れることなく、真面目に、誠実に、地道に、謙虚に、そして確実に町政運営に邁進してまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のお協力を心からお願いを申し上げる次第であります。

最後に、私ども執行部と議会との関係について申し述べさせていただきます。よく車の両輪に例えられる執行部と議会でございますが、私が常に心がけていますのは、決してなれ合いになることも反目し合うこともなく、適度な緊張感と距離感を保ちつつ、牽制、協調しながら町づくりを議論、推進できる、このような良好な関係を築くことでございます。議員各位におかれましても、私のこの思いを十分御理解をいただき、格別の御指導と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、再選後の初議会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、引き続きまして出席参与の自己紹介をさせていただきます。

- 副町長（岡村 春雄君） 副町長の岡村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 会計管理者兼会計課長（岡本 洋治君） 会計管理者、それから会計課長の岡本でございます。よろしくお祈いします。
- 総務部長（星出 明君） 総務部長の星出です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（奈良元正昭君） 総務課長の奈良元でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 橘総合支所長（中原 義夫君） 橘総合支所長の中原と申します。よろしくお祈いします。
- 財政課長（中村 満男君） 財政課長の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 東和総合支所長（木村 順一君） 東和総合支所長の木村と申します。よろしくお祈いします。
- 教育長（平田 武君） 教育長の平田です。よろしくお祈いします。
- 公営企業管理者（石原 得博君） 公営企業管理者の石原です。よろしくお願いいたします。
- 公営企業局総務部長（河村 常和君） 周防大島町公営企業局総務部長の河村です。お祈いいたします。
- 教育次長（中野 守雄君） 教育次長の中野です。よろしくお祈いします。
- 久賀総合支所長（松村 正明君） 久賀総合支所長の松村正明です。よろしくお祈いします。
- 大島総合支所長（北杉 憲昌君） 大島総合支所長の北杉です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 環境生活部長（松井 秀文君） 環境生活部長の松井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 産業建設部長（西本 芳隆君） 産業建設部長の西本でございます。よろしくお願いいたします。
- 健康福祉部長（西村 利雄君） 健康福祉部長兼周防大島町福祉事務所長の西村でございます。よろしくお祈いします。
- 臨時議長（松井 岑雄君） 以上で御報告が終わりました。

---

### 日程第1. 仮議席の指定

- 臨時議長（松井 岑雄君） それでは、日程第1、仮議席の指定を行います。  
仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

---

### 日程第2. 議長の選挙

- 臨時議長（松井 岑雄君） 日程第2、議長の選挙を行います。  
お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。広田議員。
- 議員（4番 広田 清晴君） 投票の方法をもって選挙をしてもらいたいと思います。よろしく

お願いします。

○臨時議長（松井 岑雄君） はい。異議ありと認めます。よって選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（松井 岑雄君） ただいまの出席議員数は16名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、魚谷議員、2番、魚原議員を指名します。

投票用紙を配布します。

〔投票用紙配布〕

○臨時議長（松井 岑雄君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙は、被選挙人の氏名を記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（松井 岑雄君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（松井 岑雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1番	魚谷 洋一議員	2番	魚原 満晴議員
3番	田中隆太郎議員	4番	広田 清晴議員
5番	荒川 政義議員	6番	中本 博明議員
8番	今元 直寛議員	9番	尾元 武議員
10番	平野 和生議員	11番	吉田 芳春議員
12番	濱本 康裕議員	13番	平川 敏郎議員
14番	新山 玄雄議員	15番	久保 雅己議員
16番	小田 貞利議員	7番	松井 岑雄議員

.....

○臨時議長（松井 岑雄君） それでは、投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（松井 岑雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは、ただいまから開票を行います。魚谷議員、魚原議員、2人とも開票の立会をお願い申し上げます。

〔開票〕

○臨時議長（松井 岑雄君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票は0票です。有効投票のうち、新山玄雄議員11票、久保議員4票、広田議員1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、新山玄雄議員が議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（松井 岑雄君） ただいま議長に当選をされました新山玄雄議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

新山議員登壇の上、当選の承諾及び御挨拶をお願いいたします。

以上をもちまして、臨時議長の職務は全て終了いたしました。御協力誠にありがとうございました。（拍手）

〔臨時議長退席、議長着席〕

○議長（新山 玄雄君） ただいま御推挙賜りました新山でございます。大変光栄に存じ、また職務の重大さに身の引き締まる思いでございます。皆様の御協力を得て、この議会の運営に努めてまいりたいと思います。

先ほど町長もいろいろとおっしゃっておられましたけれども、定住対策、そして防災対策、さらに保健・福祉・医療の充実、さまざまな課題を、この周防大島町は抱えております。また、地方分権もこれからどんどん進んでくると思います。議会の役割というものはますます重くなってきておる。そういう中であって、この議会がさらにその機能を活性化して、そして政策立案能力も高めながら、町民の負託に応えてまいりたいと思います。

そのためには、この議会の公平公正な運営、そして議会内の融和、さらには活発な議論と、開かれた議論に努めてまいりたいと思います。議員各位の御協力と御指導を心からお願い申し上げます。御挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。（拍手）

ここで暫時休憩をいたします。



午前9時53分休憩

.....

午前10時12分再開

○議長（新山 玄雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

.....

**追加日程第1. 議席の指定**

○議長（新山 玄雄君） お手元に配布してあります追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し、議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議席の指定を議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定します。議席は御着席のとおりです。ただいまのとおり議席を指定しました。

.....

**追加日程第2. 会議録署名議員の指名**

○議長（新山 玄雄君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を議題とします。

本臨時会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、魚谷議員、2番、魚原議員を指名いたします。

.....

**追加日程第3. 会期の決定**

○議長（新山 玄雄君） 追加日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとするに決定しました。

.....

**追加日程第4. 副議長の選挙**

○議長（新山 玄雄君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。広田議員。

○議員（仮議席4番 広田 清晴君） 選挙は投票の方法をもって行っていただきたいというふう

に思います。

○議長（新山 玄雄君） 異議ありと認めます。よって、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（新山 玄雄君） ただいまの出席議員数は16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、田中議員、4番、広田議員を指名します。

投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（新山 玄雄君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（新山 玄雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1番	魚谷 洋一議員	2番	魚原 満晴議員
3番	田中隆太郎議員	4番	広田 清晴議員
5番	荒川 政義議員	6番	中本 博明議員
7番	松井 岑雄議員	8番	今元 直寛議員
9番	尾元 武議員	10番	平野 和生議員
11番	吉田 芳春議員	12番	濱本 康裕議員
13番	平川 敏郎議員	15番	久保 雅己議員
16番	小田 貞利議員	14番	新山 玄雄議員

.....

○議長（新山 玄雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。田中議員、広田議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（新山 玄雄君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票0票です。有効投票のうち、平川敏郎議員15票、広田清晴議員1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、平川敏郎議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（新山 玄雄君） ただいま副議長に当選されました平川敏郎議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

平川議員、登壇の上、当選の承諾及び御挨拶をお願いいたします。

○議員（仮議席13番 平川 敏郎君） 失礼します。このたび、副議長という大役を仰せられ、光栄であり、また身に余る思いでございます。これからは新しい新山議長さんのもと補佐を努めながら、皆さん方とともに議会の活性化に向けて力を注いでまいります。私ども本当に若輩でございます。町執行部をはじめとして議員各位におかれましては、私に対しまして御指導、御理解をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

---

#### 追加日程第5. 議席の一部変更

○議長（新山 玄雄君） 議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。久保議員の議席を13番に、小田議員の議席を14番に、平川議員の議席を15番に、私、新山の議席を16番に、それぞれ変更いたします。

ここで暫時休憩をいたします。次の会議は10時40分ということにしたいと思います。よろしく申し上げます。

午前10時27分休憩

.....  
午前10時42分再開

○議長（新山 玄雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま変更した議席は、お手元に配りました議席表のとおりであります。

---

## 追加日程第6. 常任委員会委員の選任について

○議長（新山 玄雄君） 追加日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第109条第1項の規定により、条例で常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができます。委員会条例第2条の規定により、常任委員会は3委員会、総務文教常任委員会6名、民生常任委員会5名、建設環境常任委員会5名の16名で構成されます。

選任の方法は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、皆様からの希望をとり、調整し、選任したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、皆様から希望をとり、調整し、選任をいたします。

第1希望、第2希望を、後ほど配布します用紙に御記入され、提出願います。

暫時休憩いたします。（「先に書かしてから、暫時休憩ということにしたら」と呼ぶ者あり）

それじゃ、どうぞ書いてください。提出してから休憩いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

.....  
午前11時09分再開

○議長（新山 玄雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員の選任につきましては、いろいろ検討しました結果、次のとおり決しましたので、事務局より朗読させます。お願いします。

○事務局長（中尾 豊樹君） それでは、総務文教常任委員会のほうから述べさせていただきます。

3番、田中議員、5番、荒川議員、9番、尾元議員、11番、吉田議員、15番、平川議員、16番、新山議員、以上6名でございます。

続きまして、民生常任委員会委員でございます。1番、魚谷議員、2番、魚原議員、4番、広田議員、10番、平野議員、13番、久保議員、以上5名でございます。

続きまして、建設環境常任委員会でございます。6番、中本議員、7番、松井議員、8番、今元議員、12番、濱本議員、14番、小田議員、以上5名でございます。

○議長（新山 玄雄君） それでは、よろしく願います。

---

## 追加日程第7. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（新山 玄雄君） 追加日程第7、議会運営委員会の選任についてを議題とします。

委員会条例第4条の2第2項の規定により、委員定数は6名であります。各常任委員会には2名の議会運営委員を選出され、また、各常任委員会、議会運営委員会において、正副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩いたします。30分程度で、次の会議を再開いたします。だから、議運の委員と正副委員長を選んでください、各委員会で。

午前11時11分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（新山 玄雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員及び各常任委員会の正副委員長の互選の結果が通知されておりますので、事務局長より朗読させます。

○事務局長（中尾 豊樹君） まず、議会運営委員会委員を述べたいと思います。魚谷委員、田中委員、広田委員、荒川委員、松井委員、小田委員、以上6名でございます。

続きまして、各常任委員会、正副委員長を述べたいと思います。総務文教常任委員会委員長、田中委員、副委員長、吉田委員。民生常任委員会委員長、魚谷委員、副委員長、広田委員。建設環境常任委員会委員長、松井委員、副委員長、今元委員。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） それでは次に、議会運営委員会を開いていただきまして、議会運営委員会の正副の委員長さんをお決めいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

.....

午前11時51分再開

○議長（新山 玄雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員の正副委員長の互選がなされました。その結果を事務局長より朗読させます。

○事務局長（中尾 豊樹君） 委員長、小田委員、副委員長、広田委員。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） それでは、ただいま事務局長より結果が発表されました。小田委員長、広田副委員長に告知をいたします。よろしく願いいたします。

それでは、会議を進めます。

### 追加日程第8. 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙

○議長（新山 玄雄君） 追加日程第8、柳井地区広域消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、柳井地区広域消防組合議会議員に平野和生議員、吉田芳春議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました平野議員、吉田議員を柳井地区広域消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました平野議員、吉田議員が当選されました。平野議員、吉田議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

---

### 追加日程第9. 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙

○議長（新山 玄雄君） 追加日程第9、柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、柳井地域広域水道企業団議会議員に久保雅己議員、中本博明議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました久保議員、中本議員を柳井地域広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました久保議員、中本議員が当選されました。久保議員、中本議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。1時からでございます。

午前11時55分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（新山 玄雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

町長より議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） それでは、本日提案をいたしております議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本臨時会に提案をいたしております案件は、専決処分の報告2件、教育委員会委員の任命についての同意1件、動産の購入2件で、合計5件であります。

報告第1号及び報告第2号は、専決処分の報告についてであります。報告第1号は、9月10日に東和地区大字和田地内で発生いたしました物損事故による損害賠償の額を定めることについて、また報告第2号は、7月19日に大島地区大字日見地内で発生した物損事故による損害賠償の額を定めることについて、それぞれ専決処分により処理いたしましたので、これを御報告するものであります。

同意第1号は、周防大島町教育委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

議案第1号及び議案第2号は、動産——これは防災車両及びマイクロバスでございますが、この動産の買い入れについて、議会の御議決をお願いするものであります。

以上、概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 以上で議案の説明を終わります。

---

#### 追加日程第10. 報告第1号

○議長（新山 玄雄君） 追加日程第10、報告第1号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 報告第1号専決処分について御報告を申し上げます。

本年9月10日に大字和田地内において発生した物損事故による損害賠償の額を定めることに

ついて、10月12日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分により処理をさせていただきますので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

この事故は、2ページの専決処分書に記載のとおり、和田小学校屋内運動場前において草刈り作業中に小石をはね、屋内運動場前の町道に駐車していた和田在住の浜本孝之さん所有の軽自動車のフロントガラスを破損させたものであります。

なお、損害賠償の額は11万6,371円であり、全国町村会総合賠償補償保険から10月19日に全額支払われましたので、併せて御報告させていただきます。

○議長（新山 玄雄君） 以上で執行部の報告を終了します。

---

### 追加日程第11. 報告第2号

○議長（新山 玄雄君） 追加日程第11、報告第2号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 報告第2号専決処分について御報告を申し上げます。

本年7月19日に大字日見地内において発生した物損事故による損害賠償の額を定めることについて、10月18日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分により処理させていただきますので、議会に報告させていただきます。

この事故は、4ページの専決処分書に記載のとおり、町道粕田川線において路面の舗装段差により、日見在住の奥信彦さん運転の原動機付自転車が横転、外装カウル——風よけでございすが、外装カウルを破損させたものであります。

なお、損害賠償の額は6万8,250円であり、全国町村会総合賠償補償保険から10月30日に全額支払われましたので、併せて御報告をさせていただきます。

○議長（新山 玄雄君） 以上で執行部の報告を終了します。

---

### 追加日程第12. 同意第1号

○議長（新山 玄雄君） 追加日程第12、同意第1号周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

提出者の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 同意第1号は、周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。

本町教育委員会委員のうち正久武則氏、平田武氏の両氏が、今月26日をもって任期満了となります。お二人とも平成16年11月27日から、合併後初の教育委員会委員として御就任をいただき、正久氏は平成22年12月1日からは教育委員長として、また平田氏は合併当初から教



育長として、学校教育や社会教育の進展、学校の統合や学校の改築・耐震化の推進、さらには小規模校における集合学習への取り組みなど、本町教育行政向上発展のために多大な御尽力をいただいたところであります。ここに、お二人の御在任中の御労苦に対しまして心から感謝をいたしますとともに、その御功績に対し深く敬意を表し、あわせて今後ますますの御健勝と御活躍を心より御祈念申し上げるものであります。

さて、後任の教育委員の任命を要するものでありますが、私といたしましては、教育者としての人格、識見が高く、並びに豊富な経験を有しておられることなどを考慮して、西川敏之氏と長尾恵子氏が最適任と考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会にお諮りをする次第であります。

教育委員会におきましては、児童生徒の学力の向上や体位・体力の向上、また学校の耐震化推進や統合計画、社会教育の推進など多くの課題を抱えており、両氏の教育委員としての手腕に大きく期待をしているところであります。

両氏の経歴につきましては、添付の関係資料のとおりであります。

なお、西川氏につきましては、現在、住所は光市となっておりますが、今後、周防大島町に移転変更の予定であります。

議員各位におかれましては、西川敏之氏、長尾恵子氏の教育委員任命につき、御同意を賜りますよう何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。

これより起立による採決を行います。

まず、西川敏之委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、西川敏之委員の任命につき同意することに決定しました。

続きまして、長尾恵子委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、長尾恵子委員の任命につき同意すること

に決定しました。

---

### 追加日程第13. 議案第1号

○議長（新山 玄雄君） 追加日程第13、議案第1号動産の買入れ（周防大島町公用車防災車両）についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第1号動産の買入れについて、補足説明を申し上げます。

本案は、防災対策の充実の一環として防災車両を購入し、大規模災害発生時の円滑な対応を図ろうとするものであります。御承知のとおり、平成22年度、23年度におきまして、町内13カ所の拠点避難所周辺に防災倉庫を設置し、簡易トイレ、間仕切り、投光器等々の防災資機材を整備したところであります。これら防災資機材の迅速かつ円滑な運搬を行う目的で、クレーン装置を装備した3トントラック1台を購入するものであります。

去る11月6日、11社による指名競争入札の結果、周防大島町大字久賀の有限会社田村自動車が入札し、584万6,100円で落札いたしました。落札価格に消費税の額を加えた613万8,405円で契約を締結しようとするものであります。

参考までに納期は、契約の日の翌日から平成25年3月25日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番、広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回、動産の買入れ、公用車の買入れですが、実際的に、いわゆる予定価格を作成する場合に何を基準にするのかというのが非常に大事なことであり、その予定価格について、やっぱり秘密の保持も大事というふうに思うところです。予定価格の、まず根拠について報告していただきたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 奈良元総務課長。

○総務課長（奈良元正昭君） 予定価格の設定につきましては、ディーラーの見積価格を参考にしております。

○議長（新山 玄雄君） よろしいですか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） もう一つは、仮にディーラーとすれば、いわゆる特殊車両に入るんじゃないかというふうに思いますが、それはもう既存のメーカーという格好で指定したと

いうことでよろしいのかどうか。

○議長（新山 玄雄君） 奈良元総務課長。

○総務課長（奈良元正昭君） 御質問のとおりでございます。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号動産の買入れ（周防大島町公用車防災車両）について、原案のとおり採決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 追加日程第14. 議案第2号

○議長（新山 玄雄君） 追加日程第14、議案第2号動産の買入れ（周防大島町公用車マイクロバス）についてを議題とします。

本件は地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、中本博明議員の退場を求めます。

〔6番 中本 博明君 退場〕

○議長（新山 玄雄君） それでは、補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第2号動産の買入れにつきまして補足説明を申し上げます。

動産の買入れにつきましては、グリーンステイながうらの潮風呂保養館、竜崎温泉潮風の湯、片添ヶ浜温泉遊湯ランドの各温浴施設に、それぞれ利用客送迎用のマイクロバスが運行されておりますが、これら計3台を老朽化に伴い更新し、かつ利便性の向上を図ろうとするものであります。

去る11月6日、11社による指名競争入札の結果、有限会社中本モータースが1,852万6,926円で落札いたしました。落札価格に消費税の額を加えた1,945万3,272円で契約を締結しようとするものであります。

参考までに納期は、契約の日の翌日から平成25年3月25日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、

御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。平川議員。

○議員（15番 平川 敏郎君） 15番、平川です。このマイクロバスの購入でございますが、マイクロバスは3台ということでございます。設置場所というか配車場所ですね、これはどこに置かれるのかと。それともう一点は身障者対応の車両になっているのか。この2点についてお尋ねします。（「設置場所は言ったよ。長浦と竜崎と……」と呼ぶ者あり）

失礼しました。後半部分をお願いします。

○議長（新山 玄雄君） 西本産業建設部長。

○産業建設部長（西本 芳隆君） 身障者対応のことですが、一応低床の上がり口という形になっていると思います、これ。（「ちょっと、すいません、もう一度」と呼ぶ者あり）低床型の。（「車椅子にはなっちょらんよね」と呼ぶ者あり）車椅子仕様ではありません。上がるところが低くなってる、低床の。

○議長（新山 玄雄君） 平川議員。

○議員（15番 平川 敏郎君） 先ほどは失礼しました。

今、私がこのことを申し上げるのは、やはり町長もよく安心安全な町づくりというのが基本で「元気にここに」とかいう話の中で、やはりこれから高齢化社会で、どうしても身障者、お年寄りということが出てくるんで。以前の答えでも教育委員会の中には、そういった方で生徒にあっては、教育委員会のほうで送るとかいう話でございました。今回、先ほど失礼したんですが、竜崎、ながうら、片添となれば、やはりそういった方もおられるんじゃないかというところがございます。その辺について検討がされたのかどうかだけお願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、竜崎温泉とながうらと、そして片添温泉の乗車定員29名のマイクロバス3台の件でございますが、今現在あるものの買い換えということで同様の車を用意したわけございまして、低床にはなっておりますが、車椅子仕様にはなっておりません。

要するに29人乗りのマイクロバスの車椅子仕様ということになりますと定員が相当少なくなってしまうのと、もう一つは車椅子を乗せるときは後ろのゲートをあけ、普通の10人乗りぐらいのワゴン車で、後ろをあけて後ろから車椅子を積み込むという仕様が普通でございまして、マイクロバスでこれをやるというのは非常に大きな改造費がかかるということで、今現在この3つの施設で車椅子の仕様にするということになりますと、今の人数を確保して輸送業務に当たるというのは非常に難しくなると思っております。

そこで、もし仮に車椅子仕様の車が必要だということになって、その利用が多大にあるという

ことになりますれば、これはこの29人乗りのマイクロバスではなくて、8人乗りとか7人乗りとかのワゴン車を改造して車椅子が積み込めるような仕様、言うなればこのさざなみ苑とかやすらぎ苑で使っておりますが、このようなことでないと、この29人乗りのマイクロバスに即、車椅子を積み込もうという仕様にするような大きな改造は、今回考えておりません。これから先、そのような方がたくさんおられて、そのような利用についての要望がたくさんあれば、それはまたその時点で考えてみたいというふうに思っているところでございます。

○議長（新山 玄雄君） 平川議員。

○議員（15番 平川 敏郎君） 今、町長のお答えで大体把握できたんです。ただ、もしというときには、そういう車両のことも検討するというので、確認のためで、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） ほかに。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回、マイクロバスを、3台を一括して購入というのは何でかというのが疑問に残ります。例えば、自動車業界にしても不況なんですよ。そうすると、少しでも入札を行えば、1台ずつでも入札を行えば、それだけ仕事量は出ていくという基本があると思います。

それともう一つは、3台一括によって、例えばよりメリットがあるとするれば、町は具体的な、どういうメリットがあったのかということなんです。今まで大体、時期は同一時期としても、基本的には1台ずつ、きちっと購入していったというのが私の思いであります。その辺について答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 西本産業建設部長。

○産業建設部長（西本 芳隆君） なぜ3台一緒にとということですが、一応走行距離につきましては予算補正のときも説明いたしましたけども、15万から、もう22万キロメートル以上走っているということで、かなり老朽化が進んでいるという状態です。たまたま3台がですね、どれも。それで、3台一遍に購入するというのは、やはり規模のメリットっていうのは当然出ると思いますので。それと再編交付金という形でやっていますので、これは。一応一緒にやるという、更新という形をとるということで3台一緒という形になっております。3台一緒にやるほうが規模のメリットが出るという形ではないかと思えます。

○議長（新山 玄雄君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 仮に再編交付金を使うとしても、それぞれが分割して発注しても、いわゆる発注ですよ、発注をしても何ら問題がないんじゃないかというのが、もう一つ疑念が残るところなんです。実際的に、再編交付金だから3台を1カ所で買わんにやいけんちゅう理屈が

あるんなら、その理屈をやっぱりきちっと議会のほうに説明していただきたいというのが質問の趣旨です。それぞれ買っても、別に再編交付金の支出のあれにはならんんじゃないかというふうには私は認識しております。その点で再答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 西本産業建設部長。

○産業建設部長（西本 芳隆君） 一応、別々という考え方もあると思うんですけども、この3台という形で、別々にという形ではなくて、一応3台の車の予定価格につきましては見積もりをとった形であります。初めから別々というあれがなかったもんですから、今のような話はちょっと想定していないんですけども。別々という考えもあるんでしょうが、3台まとめた方が当然諸経費等も下がりますので、そのほうがメリットが出るんじゃないかと思っております。

○議長（新山 玄雄君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 基本的に、町にとって3台一括購入のほうが、結局はメリットがあるというのが今答弁の内容です。実際的に、そういう考え方とともに、やっぱり今の時期だからこそ、それぞれ周防大島町内に11社、仮におれば、それぞれが参加権が大きくなるちゅうのを、私はこういう時期だからこそ考えるべきだというふうに、あえて言うちょきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 答弁、いいですね。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第2号動産の買入れ（周防大島町公用車マイクロバス）について、原案のとおり採決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、中本議員、入場を。

〔6番 中本 博明君 入場〕

○議長（新山 玄雄君） 議事を進行します。

---

#### 追加日程第15. 議員派遣の件について

○議長（新山 玄雄君） 追加日程第15、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり、議員を派遣したいと思います。これより賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(新山 玄雄君) 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(新山 玄雄君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

### 追加日程第16. 議会運営委員会の閉会中の継続審査の件

○議長(新山 玄雄君) 次に、議会運営委員長から、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第16として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(新山 玄雄君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第16として議題とすることに決定しました。

追加日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を上程し、これを議題とします。

議会運営委員長から、議会運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項等について、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の特定の事件として、委員の任期中の継続審査としたい旨の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長の申し出のとおり、申し出事件を委員の任期中の特定の事件として、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(新山 玄雄君) 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、申し出事件を委員の任期中の特定の事件として、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時33分再開

○議長(新山 玄雄君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

### 追加日程第17. 議案第3号

○議長（新山 玄雄君） ただいま周防大島町長から、議案第3号平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）が提出されました。

お諮りします。議案第3号は緊急を要する事件と認め日程に追加し、追加日程第17号として審議することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。

追加日程第17、議案第3号平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 臨時議会ではありますが、緊急を要する事件として平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）について上程をさせていただきたく、お願いを申し上げる次第でございます。

御存じのように衆議院が先週16日に解散、来月16日に総選挙が行われることになりました。その執行経費に係る補正予算を編成する必要が生じました。本来であれば臨時議会に付議すべき事件は告示をしなければなりません。地方自治法第102条第5項に規定する緊急を要する事件として一般会計補正予算（第3号）を本臨時会に急遽、提案をさせていただきました。

詳しくは後ほど部長が御説明を申し上げますが、各議員の皆様方の御理解をいただき、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 以上で議案の説明を終わります。

補足説明を求めます。星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 議案第3号平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算に2,785万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を149億9,724万円とするものであります。

概要につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

今回の補正は、先ほど町長が申し上げましたように11月16日の衆議院の解散に伴い、12月4日に公示、16日に投開票が予定されております衆議院議員総選挙に要する経費を新規に計上するものであります。

歳入につきましては、7ページをお願いいたします。14款県支出金3項県委託金1目総務費県委託金は、歳出に計上いたしました衆議院議員選挙経費と同額の2,785万5,000円を衆



議院議員選挙委託金として計上するものであります。

続いて、歳出でございます。8ページをお願いいたします。2款総務費4項選挙費6目衆議院議員選挙費は、衆議院議員総選挙を執行するに当たり、投開票所における管理者や立会人の報酬、職員の時間外勤務手当、あるいはポスター掲示場の設置並びに撤去に要する費用、また総選挙と併せて行われる最高裁判所裁判官国民審査投票用紙の自動読取集計機を購入する備品購入費など、選挙執行に必要な経費を計上しております。

以上が議案第3号平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）についての概算でございます。何とぞ御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今見て質疑をするわけですから、外れのように質疑をしちよきたいというふうに思います。

一つは、いわゆる国庫からの委託金じゃあなしに、県からの委託金という流れに、お金の流れが実際的にはなっておりますね。それで国政選挙であれば、当然国庫委託金というふうに認識しちよったんですが、県を通じて入るということで県委託金という流れになっちょるということだけでよろしいのかどうなのか、確認しちよきたいというふうに思います。

それとあわせて、実はこれ目を引くのが、いわゆる超過勤務手当の多さです。全体的、全部の支出予算から見ると、実際的にはかなりの職員の、いわゆる超過勤務手当等が大きなものになっておりますが、これについても当然基準があると、基準立てがあると思うしね。実際的に、もう一つは賃金75万4,000円についても、当然基本的考え方があるというふうに思われますので、その補足説明を求めておきたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 奈良元総務課長。

○総務課長（奈良元正昭君） まず、歳入の県委託金の考え方ですけど、これ従来から国政選挙におきましても県のほうから委託金が入ってきますので、従来から県委託金ということで予算計上させていただいております。

それから、歳出のほうでございますけれども、まず職員の超過勤務手当の御質問がございます。確かに多いというような感覚をお持ちかと思っておりますけども、まず選挙期間が公示から投票まで12日間あるということ。それから、それに伴いまして期日前投票、これも夜8時までやるといったようなこと。ですから通常の、先般行いました町議選等々と比べましても選挙期間が長いといったことから。それと開票につきましても、選挙区と比例とそれから国民審査、3つの投票がございます。その開票に要する時間が相当長くなるということを見越しての予算計上となっております。

ります。それから、賃金につきましても、そういった期日前投票で、土曜、日曜にもお手伝いを  
していただかなきゃならない一般事務の方もおります。そういったことを踏まえての予算計上にな  
っておるということでございます。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第3号平成24年度周防大島町一般会計補正予算  
(第3号)を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして本臨時会に付議された案件の審議は全部議了いたしま  
した。

これにて平成24年第3回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

○事務局長（中尾 豊樹君） 御起立願います。一同、礼。

午後1時41分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年 3月14日

臨時議長 松井 岑雄

議 長 新山 玄雄

署名議員 魚谷 洋一

署名議員 魚原 満晴

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員